

是正請求事案（要望書回答に関する是正請求 1（秘書広報課）事案）答申の公表  
について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手  
続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審  
査会の答申を公表するものとする。

令和 2 (2020) 年 7 月 7 日

多治見市長 古川 雅典

諮問事案 要望書回答に関する是正請求 1（秘書広報課）事案

答申日 令和 2 (2020) 年 6 月 26 日

審査会の結論

本件是正請求を棄却すべきものとする。

## 第 1 事案の概要

- 1 是正請求人が提出した要望書に対する回答には、事実と異なる内容があるので、これを正しい内容に是正することを求めるものである。
- 2 平成30年 8 月 22 日付け多く人第 5 4 3 号要望書回答には、次の 2 点について、事実と異なる記載があるため、正しい内容に是正することを求める。
  - (1) 会議の録音データに会話の全てが記録されていないのは、必要な会話のみ ICレコーダーのスイッチをオン・オフしながら録音した結果であり、データ改ざんはありませんとあるのは嘘である。
  - (2) 秘書広報課長が平成29年 4 月 20 日に職員から聞き取った内容を「是正請求人が拒否したから、途中でオフにした」と説明していたことは、要望書回答と異なる。また秘書広報課長は是正請求人に「一貫してこのように説明しています。」とあるのは嘘である。

## 第2 審査会の判断

本審査会は、以下のように判断した。

### 録音データの改ざんについて

組合内部の事項や個人に支障となる内容に関して録音スイッチをオフしたと行為庁が弁明書で主張しているのに対し、録音データをテープ起こしした議事録(案)には、市に関係のないことも多く記載されており録音データと議事録(案)との間には矛盾がある、と請求人は主張している。また、ICレコーダーの取扱説明書には、電源を入れると、ファイル名として001から順次番号が付くと書いてあるが、提示されたデータフォルダには、006～009の名の付いたファイルしかなく、これは005までのファイルを削除した決定的証拠である、と請求人は主張している。

しかし、弁明書と議事録(案)との内容のズレは、市に関係のない事項が誤って記録されたり、主語を入れたりするなどしたものであった。したがって内容上の改ざんとはいえない。また、請求人が削除されたと主張するICレコーダーのデータフォルダは、随時更新されていて残っておらず確認できなかった。

このほか、是正請求人は、要望書回答に関連した職員の対応等について縷々不服を述べるものの、職員の対応等は、要望書に対する回答が事実と異なることを示すものではなかった。したがって、要望書回答を是正する必要はないと考える。